

令和5年（2023年）2月28日

第37回 新型コロナウイルス感染症対策本部（法定）会議 （書面開催）

1 日 時 令和5年（2023年）2月28日（火）

2 案 件

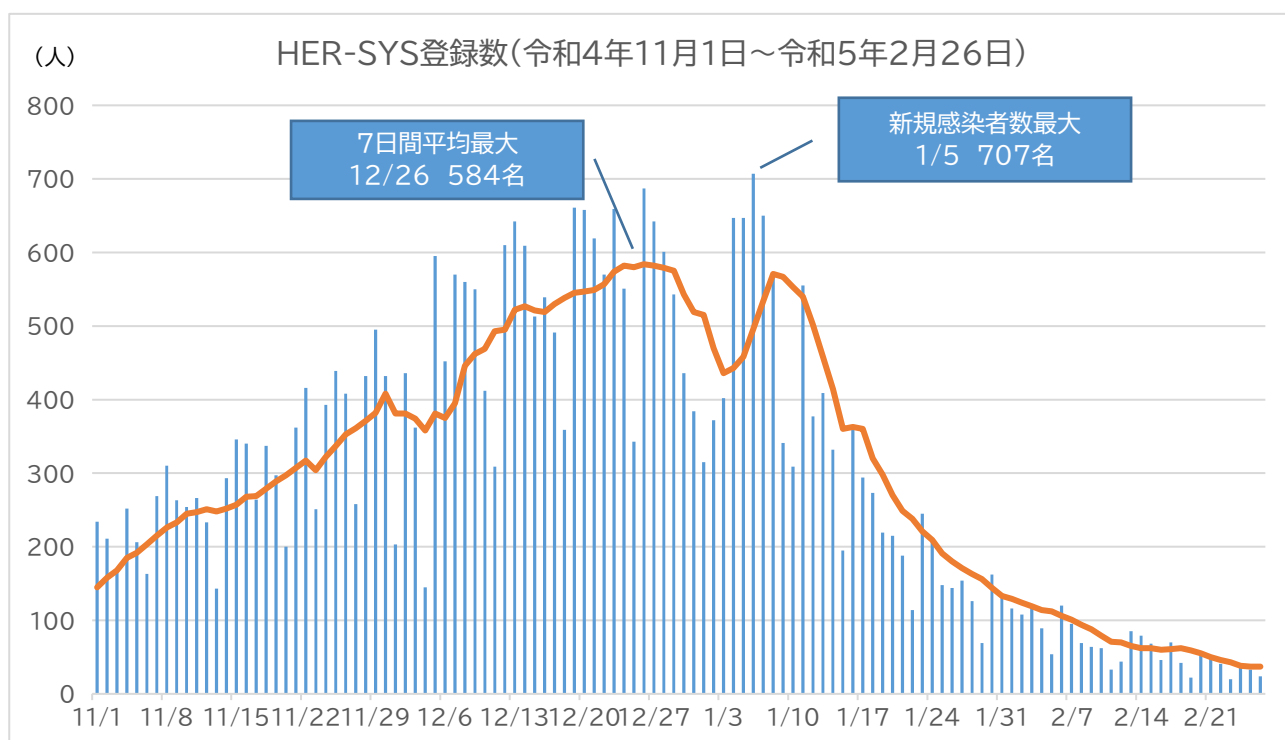
- (1) 新型コロナウイルス感染症の状況について（報告）
(健康医療部) 別紙1
- (2) 八王子市新型コロナウイルスワクチン接種について（報告）
(健康医療部) 別紙2
- (3) マスク着用の見直しに係る対応について（付議）
(総合経営部) 別紙3
- (4) 市職員の業務中における今後の感染対策について（付議）
(総合経営部・総務部) 別紙4
- (5) マスク着用の考え方の見直しに伴う市の認証基準の見直しについて
(付議)
(産業振興部) 別紙5
- (6) 市立学校の卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について
(報告)
(学校教育部) 別紙6

令和 5 年(2023 年)2 月 28 日
健 康 医 療 部

新型コロナウイルス感染症の状況について

1. 感染状況(第 8 波)

11 月より新規感染者数が増加傾向に転じてから感染者数のピークに達するまでの期間が長く、高止まりが続いた。1月5日に感染者数のピークを迎えたが、その後減少している。



2. 季節性インフルエンザとの同時流行について

第 8 波では、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が懸念されたため、八王子市医師会監修のもと作成した「医療ひっ迫時の行動の目安」を、関係所管と連携し、ホームページやSNS 等で発信した。第3週で都内の中でも本市は患者報告数が高くなったが、医療機関のひっ迫には至らなかった。

季節性インフルエンザの患者報告数

(人)

	2023 年 第 2 週	2023 年 第 3 週	2023 年 第 4 週	2023 年 第 5 週	2023 年 第 6 週	2023 年 第 7 週	2023 年 累計
定点医療機関 患者報告数	155	433	411	361	316	247	2037
定点あたり 患者報告数	8.6	24.1	22.8	20.1	17.6	13.7	113.2

内訳(7W):A 型 225 名 B 型 0 名 臨床診断 14 名 不明 8 名

参考 第 7 週小児科定点 17.5

【警報レベル(開始基準値 定点あたり 30.0 人)】

令和5年(2023年)2月28日
健康医療部

八王子市新型コロナウイルスワクチン接種について

1 接種の状況について

令和5年(2023年)2月27日現在

区分	対象者数 (人)	1回目		2回目		3回目		4回目		5回目	
		接種者数 (人)	接種率 (%)	接種者数 (人)	接種率 (%)	接種者数 (人)	接種率 (%)	接種者数 (人)	接種率 (%)	区分	接種者数 (人)
65歳以上	159,207	144,604	90.8	144,085	90.5	141,190	88.7	133,644	83.9	60歳以上	134,868
60～64歳	31,690	29,813	94.1	29,712	93.8	28,142	88.8	23,828	75.2		
50歳代	83,032	75,930	91.4	75,501	90.9	67,785	81.6	46,454	55.9	18歳～59歳	16,015
40歳代	79,592	66,834	84.0	66,196	83.2	54,180	68.1	29,467	37.0		
30歳代	57,647	47,472	82.3	46,728	81.1	34,871	60.5	14,627	25.4		
20歳代	65,890	56,031	85.0	54,639	82.9	36,721	55.7	11,794	17.9		
12～19歳	41,373	28,625	69.2	27,947	67.5	20,420	49.4	8,528	20.6		
5～11歳	30,783	9,084	29.5	8,509	27.6	3,456	11.2				
0～4歳	15,296	841	5.5	569	3.7	69	0.5				
合計 (12歳以上)	518,431	449,309	86.7	444,808	85.8	383,309	73.9	268,342	51.8	合計 (18歳以上)	150,883

オミクロン株対応ワクチン接種者数

年齢区分	接種者数
12歳から59歳	115,513人
60歳以上	146,469人
計	261,982人

※上記接種状況の3回目・4回目・5回目の接種者数に含んでいます。

2 令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種について

令和5年(2023年)2月22日開催の「第44回 厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会」及び2月24日開催の自治体向け説明会において示された内容に基づき、接種計画を検討しています。

国の最終決定は3月上旬となります。

(1) 12歳以上の接種対象者と時期

- ア. 高齢者(65歳以上)など重症化リスクの高い方等(約18万人)を対象に2023年度内に2回の接種を行う。まずは5～8月にかけて接種を行う
- イ. さらに全ての年齢の方を対象に9～12月に接種を行う(約45万人)

(2) 接種対象者ごとの開始時期、回数及び使用するワクチン

	接種対象者(初回接種完了者)	対象人数	春から夏 (5～8月)		秋から冬 (9～12月)	
			実施方法	使用ワクチン	実施方法	使用ワクチン
対象者	65歳以上	約16万人	先行接種 (接種券発送)	オミクロン2価ワクチン	全世代、基礎疾患の有無に関わらず対象	変異株の状況、ワクチンの流通状況により変更
	12歳～64歳の基礎疾患のある方及び医療従事者等	約2万人	先行接種 (申請に基づき接種券発送)			
	12歳～64歳(基礎疾患なし)	約26万人				
	5～11歳の小児	約3万人	現行制度の継続 基礎疾患のある方は先行接種	初回接種:小児用従来株ワクチン 追加接種:小児用オミクロン2価ワクチン		
	生後6か月～4歳 (接種履歴の有無によらず)	約1.5万人	現行制度の継続	初回接種(1～3回):乳幼児用従来株ワクチン		

※2023年度中は全て公費負担による接種

※2024年度以降の接種については、有料化、定期接種の対象者を含めて検討

3 小児用オミクロン株対応ワクチンについて

令和5年(2023年)2月27日開催の「令和4年度第17回薬事・食品衛生審議会(医薬品第二部会)」にて、5～11歳を対象とした小児用オミクロン株対応2価ワクチンが薬事承認されました。

本市では、3月下旬から小児用オミクロン株対応2価ワクチンの接種が開始できるよう準備をしております。

令和5年(2023年)2月28日
総 合 経 営 部

マスク着用の見直しに係る対応について

1. 基本的な考え方

政府及び東京都の決定事項に準じた対応とし、「マスクの着脱は個人の主体的な判断を尊重することを基本」とする。

(1) 政府による見直しの概要

屋内では基本的にマスクの着用を推奨している現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とする。

(2) 政府の考え方(抜粋) ※R5.2.10 政府対策本部決定

- 個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とする。
- 感染防止対策としてマスク着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にはマスクの着用を推奨する。(医療機関受診時、医療機関や高齢者施設等への訪問時、通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスに乗車する時など)
- 学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- 基礎疾患等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスク着用を希望する児童生徒に対して適切に配慮する。
- マスク着用の見直しは令和5年3月13日から適用するほか、学校におけるマスク着用の見直しは令和5年4月1日から適用する。(卒業式におけるマスクの着用については、児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本とする)

(3) 東京都の考え方(抜粋) ※R5.2.14 東京都対策本部決定

- マスクの着脱は個人の主体的な判断を尊重する。
- 高齢者等重症化リスクの高い者を守るため、感染防止対策としてマスクの着用の有効性や効果を踏まえつつ、マスクの着用が効果的な場面を、都民・事業者へ周知する。
- 高齢者等重症化リスクの高い方などの感染を防ぐため、以下の場面ではマスクの着用を推奨する。
 - ・ 医療機関の受診時
 - ・ 高齢者等重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時及び医療機関や高齢者施設等の従事者の勤務中
 - ・ 感染流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時
 - ・ 通勤ラッシュ等混雑した電車やバス(新幹線、通勤ライナー、高速・貸切バス等を除く)に乗車する時
 - ・ 施設の利用やイベント参加時に事業者から呼びかけられた時

2. 市民周知

市 HP で周知する。

令和5年(2023年)2月28日
総合経営部・総務部

市職員の業務中における今後の感染対策について

1. マスクの着用について

- (1) 重症化リスクの高い人への配慮、職場内のクラスター発生により業務に支障をきたし、市民サービスの低下を防ぐため、業務中のマスクの着用を推奨する。
- (2) 屋外の作業や会話をしない場面においてマスクを外す事は可能だが、車内や会話をする場面に迅速に対応できるよう、常時マスクを携帯する。
- (3) 新型コロナウイルス感染症は、発症する2日前に他者に感染させてしまう可能性のある疾患の為、体調がすぐれない時は、マスクを着用し周囲への感染拡大を防ぐ。

※マスク着用の目的は、「他者を感染させない事」「自分を感染させない事」である。

(令和5年2月8日 第116回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード：

「マスク着用の有効性に関する科学的知見」より引用)

2. パーテーションについて

- (1) 執務室内においては、職員間でマスクを着用していれば、必ずしもパーテーションは必要ないため、取り外す事は可能とする。なお、ビニール袋で作られ長期間使用しているパーテーションは衛生上好ましくないため、取り外す。なお、取り外したパーテーションについては、今後の感染拡大に備え各所管にて保管する。
- (2) 窓口においては、当面の間設置を継続する。マスクを着用せずパーテーション越しに会話等を行った場合は、使用後の消毒を行う事が望ましい。

3. 喫煙所について

- (1) 喫煙所は、飛沫感染リスクが高い場面であるため、引き続き喫煙中の会話は控える。
- (2) 本庁舎における喫煙所の人数制限は、引き続き16名とする。

4. 食事中について

食事中の会話は、飛沫感染リスクが高まる場面であるため、引き続き食事中の会話は控える。

5. 基本的な感染対策について

感染対策の基本である、3密回避、手指衛生、換気については、引き続き実施する。

6. ワクチン接種について

令和4年度(2022年度)中は現在の接種体制となるため自身の体調に合わせ、早めの接種を検討する。

※今後の接種方法等については、居住地の情報を参照。令和5年度(2023年度)のワクチン接種については、オミクロン株対応2価ワクチンの追加接種が秋冬の時期に見込まれている。

7. 対象期間

令和5年(2023年)3月13日(月)から5月7日(日)まで

ただし、この期間中の感染状況や国・都から出される方針に合わせ適宜対応する。

令和5年(2023年)2月28日
産 業 振 興 部

マスク着用の考え方の見直しに伴う市の認証基準の見直しについて

令和5年(2023年)2月10日に政府の新型コロナウイルス感染症対策本部で決定された「マスク着用の考え方の見直し等について」を受け、八王子市飲食店認証制度の認証基準について、マスクの着用を条件としている基準を下記のとおり見直しを行う。

記

1. 見直しの内容

八王子市飲食店認証制度実施要綱の飲食店認証制度認証基準について、マスクの着用を条件としている認証基準を削除する。また、認証基準の中でマスク着用を条件としている記述の部分を削除する。(※別紙5-1「八王子市飲食店認証制度認証基準(案)」参照)

なお、国の見直しの考え方を受け、東京都においても飲食店(認証店)に対して示してきた認証基準「チェックポイント」からマスク着用に関する記述を削除する方向で対応することを確認している。

(例)基準を削除する

1 来店者の感染者予防

(1)入店・支払い時

2 入店をする者に対し、貼り紙等の表示、又は声掛けにより、マスク着用を周知する

⇒ **基準を削除**

(例)記述部分を削除

1 来店者の感染者予防

(2)食事・店内利用時

7 飲食時以外はマスク着用を周知するとともに、定期的な手洗い・手指消毒を促す。

⇒ 定期的な手洗い・手指消毒を促す。**(記述の部分を削除)**

2. 施行予定日

令和5年(2023年)3月13日

3. 周知方法等

八王子市飲食店認証制度実施要綱の改正を速やかに行い、市ホームページ、市飲食店認証制度(愛称:ファンファンプレイス)専用のホームページで周知する。

八王子市飲食店認証制度認証基準（案）

1. 来店者の感染者予防	
(1) 入店・支払い時	
1	店舗入口で検温し、発熱（37.5 度以上か平熱より 1 度以上）や咳やのどの痛みなどの風邪症状、嘔吐・下痢、味覚・嗅覚障害等の症状がある者は入店しないよう表示する。
2	【削除】入店をする者に対し、貼り紙等の表示、又は声掛けにより、マスク着用を周知する。
2	店舗入口に消毒（定期的に残量確認）を設置し、入店時に必ず、従業員が来店者に呼びかけ、手指消毒を実施する。
3	入店時に店内利用マナーを周知し、利用マナーを遵守するよう署名（代表者の氏名、連絡先）を記入するよう要請する。陽性者が当該店舗を利用していたことが判明した場合に、この情報を基に保健所が行う疫学調査に協力するため、店舗側で 1 ヶ月程度適切に保管し、その後、シュレッダー等により処分する。 ※認証施設は取得した個人情報について個人情報保護法に基づく適切な管理を行い、疫学調査を行う保健所への情報提供の目的以外には使用しないこと。
4	順番待ち等により列が発生する場合は、来店者同士の対人距離を最低 1 m 以上確保するための誘導・表示などを行う。
5	レジ等での対面接客時に、アクリル板、透明ビニールカーテン、パーティションなどで遮蔽するほか、コイントレイを介した受け渡し、またはキャッシュレス決済を導入する。なお、現金等の受け渡し後には手指消毒を行う。
(2) 食事・店内利用時	
6	【削除】飲食時以外はマスク着用を周知するとともに、定期的な手洗い・手指消毒を促す。
7	咳エチケットを徹底するよう注意喚起を行う。
8	<u>テーブル間の配置</u>については、以下のいずれかを満たすこと。 ①同一のグループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブルの間は、相互に対人距離が最低 1 m 以上確保できるよう配置する。 ②①が出来ない時は同一のグループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブルの間を、アクリル板（着座時目を覆う程度以上のものを目安）、透明ビニールカーテン、パーティション等で遮蔽する。
9	<u>同一テーブルでの席の配置</u>については、以下のいずれかを満たすこと。 ※少人数の家族、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が対面での着席を希望する場合は除く。 ①真正面での着座配置はしない。また、座席の間隔を 1 m 以上確保できるよう配置する。 ②①が出来ない時はテーブル上にアクリル板（着座時目を覆う程度以上のものを目安）、透明ビニールカーテン、パーティション等を設置して遮蔽する。
10	<u>カウンターテーブルでの席の配置</u>については、以下のいずれかを満たすこと。 ①座席の間隔を 1 m 以上確保する。 ②カウンターテーブル上にアクリル板など（着座時目を覆う程度以上のものを目安）を設置して遮蔽する。

11	滞在時間および入店人数の制限等については、都の基準に準ずる。
12	料理は大皿での提供は避け、個々に提供する。鍋料理や盛り合わせ料理などを提供する場合は、従業員が取り分ける。
13	ビュッフェやサラダバー及びドリンクバーでは、以下のいずれかを満たすこと。 ①利用者が1回の料理取り分けごとに新たな小皿を使用するとともに、飛沫がかからないようにカバーを設置するなど食品・ドリンクを保護する。また、取り分け時はマスク、使い捨て手袋などの着用及び取り分け用の tong や箸を共有しないことを徹底するとともに、取り分け時に会話を控えることを促す。 ②料理を小皿に盛って提供するか、スタッフが料理を取り分ける。
14	卓上には原則として調味料・冷水ポット等を置かないようにする。撤去が難しい場合は、客が入れ替わるタイミングで、消毒や交換を行う。
15	お酌や回し飲み、スプーンや箸などの食器の共有や使い回しは避けるように注意喚起を行う。
16	会話を控えめにすることや、適度な量を超えた飲酒を避けることを利用者に励行する。
17	店内 BGM 音量を低減させ、大声での会話を避けるように注意喚起を行う。
18	他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を利用者の入れ替え時など定期的に消毒する。 <飲食業で他人と共用し接触が多い部位> テーブル、椅子、メニューブック、調味料、ドリンクバー、ドアノブ、電気のスイッチ、タッチパネル、卓上ベル、レジ、蛇口、手すり、便座、洗浄レバー、コイントレイ、券売機、エレベーターのボタン、アクリル板、透明ビニールカーテン、パーティションなど
19	個室を使用する場合は、常時換気を行う。
20	トイレの入り口付近（店舗側）に消毒液を設置し、手洗いや手指消毒を実施するよう表示する。また、トイレ使用後は、手洗いや手指消毒を実施するよう表示する。
21	喫煙スペースがある場合は、一度に利用する人数を制限し、人と人との距離を保つこと、会話をしないことを掲示物などにより注意喚起を行う。
22	送迎車がある場合は、乗車人数を制限するとともに、換気を行う。また、送迎車の運転席と後部座席をアクリル板・透明ビニールカーテン等で遮蔽する。
2. 従業員の感染症予防	
23	【削除】常にマスクを正しく着用し、 咳エチケットを徹底し、大声での会話を避ける。
24	出勤前および業務開始前に検温・体調確認を行う。発熱（37.5 度以上か平熱より 1 度以上）や軽度であっても風邪症状（咳やのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、出勤を停止させる。
25	感染した、もしくは感染疑いのある従業員、濃厚接触者として判断された従業員の就業は禁止し、保健所の助言や指示等に従う。
26	定期的に、かつ、就業開始時や他者の接触が多い場所・物品に触れた後、清掃後、トイレ使用後に、手指消毒や手洗いを実施する。
27	利用者からの注文の受付や料理提供にあたっては、利用者の正面に立たないように注意し、対人距離を確保する。

28	休憩スペースでは、【削除】マスクを着用し、一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話を避ける。また、常時換気を行い、共用する物品は定期的に消毒する。
29	ゴミを回収するものは【削除】マスクや手袋を着用し、作業後、必ず手を洗う。食品残さ、鼻水、唾液などが付着した可能性のあるゴミ、おしぼり等は、ビニール袋に密閉して処理する。
30	従業員のユニフォームは定期的に洗濯し、清潔に保つこと。
3. 施設・設備の安全管理の徹底	
31	【建築物衛生法の対象施設】 法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしているか確認し、満たしていない場合は、換気設備の清掃、整備などの維持管理を適切に行う。
32	【建築物衛生法の対象外施設】 二酸化炭素濃度測定器を設置し（推奨）（ドア、窓、換気口から離れた場所で、人から少なくとも 50cm 離れた場所）、二酸化炭素濃度が 1,000ppm を超えないように換気や収容人数を調整する。 換気方法については下記を参考とすること。 ①窓の開放による換気の場合は、1 時間当たりの換気回数を 2 回以上確保するため、30 分に 1 回、5 分程度、2 方向の窓を全開する（窓が一つしかない場合は、ドアを開け、サーキュレーターを用いる）などして十分な換気を行う。また、換気のため窓やドアを開放している旨利用者に周知し、協力を要請する。 ②換気設備による換気の場合は、必要換気量（一人あたり毎時 30 m³）を確保すること。必要換気量が足りない場合は、入店者数を調整して一人あたりの必要換気量を確保するとともに、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。
33	湿度 40%以上を目安として、適度に加湿する。
34	ハンドドライヤー、共通のタオルを禁止し、ペーパータオルを設置するか、または個人のタオルなどの使用を促す。
4. 感染者発生に備えた対処方針	
35	施設の従業員の感染が判明した場合、保健所の指示・調査等に誠実かつ積極的に対応・協力して、当該施設からの感染拡大防止策を講じるとともに、必要に応じ、感染の可能性のある営業日など感染拡大防止のための情報を公表する。
36	従業員に対し、感染疑いがある場合は検査結果が判明するまでは出勤を禁止すること。
37	保健所が行う積極的疫学調査の結果、感染者が当該施設を利用していたことが判明した場合、保健所の助言・指示等に誠実かつ積極的に対応・協力して、当該施設を媒介とした感染拡大を防止する対策を講じるとともに、必要に応じ感染の可能性のある営業日など感染拡大防止のための情報を公表する。

令和5年(2023年)2月24日

市立小学校長
市立中学校長 殿
市立義務教育学校長

学校教育部長
指導担当部長

市立学校の卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について（通知）

各学校におかれましては、これまでも児童・生徒の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に御尽力いただいているところです。

令和5年(2023年)2月10日付 文部科学省初等中等教育局長 4文科初第2153号「卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について(通知)」において、「卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒及び教職員は、式典全体を通じて マスクを着用せずに出席することを基本とする」という基本的な方針が示されました。

このことを踏まえ、市立学校の卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方を下記のとおりとします。各学校においては、卒業式の適切な実施に努めていただくようお願いします。

なお、令和5年度入学式の取扱い及び4月1日以降の新学期における教育活動については、今後の文部科学省の方針を踏まえ、別途通知します。

記

1 基本的な考え方

○児童・生徒及び教職員については、入退場、式辞・祝辞等、卒業証書授与、送辞・答辞の場面等、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とする。

※今回配付するアクリルパーテーションについては、全校が演台に設置した上で実施する。

(令和5年(2023年)2月8日付 学校教育部長・指導担当部長「演台設置用のアクリルパーテーションの配付について」(照会)参照)

※卒業証書授与(読み上げ)など、アクリルパーテーションの設置ができず、十分な身体的距離が確保できない場合は、マスクの着用など一定の感染症対策を講じた上で実施する。

○来賓や保護者等に対しては、マスクの着用を求めるとともに、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保する。その上で、感染対策としての、来賓や保護者等の参加人数の制限は不要とする。

○マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることとし、学校が、児童・生徒及び来賓や保護者等の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、配慮する。(令和5年2月10日付 新型コロナウイルス感染症対策本部決定「マスク着用の考え方の見直し等について」参照)

2 国歌・校歌等の斉唱、合唱等

○国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童・生徒による、いわゆる「呼びかけ」を実施する時は、原則、マスクの着用など一定の感染症対策を講じた上で実施する。なお、「呼びかけ」の時に歌を歌う場合も同様とする。

※マスクを着用せずに歌唱や呼びかけする場合、原則、前後左右の児童・生徒の距離は前後直線上に2m程度(最低1m)、左右は1mを確保し、児童・生徒が隣接して向かい合う配置は避ける。

※児童・生徒の配置については市松模様に配置する等、児童・生徒の距離が確保できるよう工夫する。

※児童・生徒の前後左右の距離が確保できない場合は、原則、マスクを着用した状態で歌唱や呼びかけを行うこととする。ただし、学校運営協議会や保護者の理解を得るなど、公正かつ適切な意思決定のプロセスを踏まえ、児童・生徒の距離を可能な限り確保した場合は、マスクを着用せずに歌唱や呼びかけを行うことを可能とする。

※リコーダーや吹奏楽等の演奏も含む。

3 留意事項

○令和5年(2023年)1月11日付 学校教育部 指導担当部長「令和4年度の卒業式・修了式及び令和5年度の入学式の対応について」(通知)において示したとおり、感染症対策や対応についての変更はない。改めて確認の上、卒業式を適切に実施する。

○発熱に限らず、咽頭痛や咳等、普段と異なる症状のある者については、卒業式への参加を控えるよう徹底する。

○卒業式の実施に当たっては、換気の実施や参加者への咳エチケットの推奨、手の消毒や手洗等の手指衛生など、必要な感染症対策を講じる。

○基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、また、健康上の理由によりマスクを着用できない児童・生徒もいたりすることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにする。また、児童・生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行う。

○卒業式の実施方法については、児童・生徒や保護者に対して、丁寧な説明や情報提供を行う。

【担 当】

(指導に関すること)

教育指導課・指導主事

電話 620-7412

(感染症に関すること)

教育指導課・保健担当

電話 620-7330

(教職員に関すること)

教職員課

電話 620-7328

(パーテーションに関すること)

教育総務課

電話 620-7323